

昭和45年12月1日

発行所

山武郡横芝町横芝636番地
横芝町役場
電話 04798-2-1111
郵便番号 289-17

横芝

広報

横芝町の人口と世帯

<10月30日現在>

人口 12,404人
 男 5,921人
 女 6,483人
 世帯数 2,917戸



十一月十九日早朝から降り、大きな災害をもたらした。横芝町でも二八〇ミリ(両総用)豪雨となつて本県各地に水第二機場調べ)によよぶ豪

家屋の倒壊四十二戸を出した

季節はずれの豪雨

道路十六路線が不通

二十日銚子気象台十時発令の大雨警報は、有線で町内全域に報じられた。小、中学校は午前中で授業をうちきり、午後は臨時休校とした。雨はますますひどく、道路は水路と化してしまった。まもなく大総地区の各所から崖くずれ、家屋の倒壊などの通報が入り急ぎよ災害対策本部を設置し消防団も召集して、続々と入る情報に基づいて協議、各所の被害状況を把握し復旧対策を練つた。坂田池周辺はみるみる一面の白海となり、長倉に通じる町道は、路肩もわからぬよう増水して来た。二日午後二時頃には殆んど通行不能なまでになってしまった。長倉から姥山に通じる道路は、両総用水サイホンの前後三ヶ所で崖くずれのため姥山には入れぬ状態となつてしまつた。姥山では、水まわりをしていた少女が裏山から

災害対策 議会協議会開催さる

今回発生した、大雨による災害対策について相談するため、議会全員協議会が開催された。

協議会では、町長の挨拶について、助役から災害発生以来の経過報告、平山産業常任委員長、総務、産業、建設各課長から被害状況等の報告が一致がみられた。

災害対策について検討され、その結果、復旧施設及びそれに伴う予算等については、更に詳細に調査し、県とも相談の上、立案するところとし、取敢えず急を要するものについては、町長の専決処分により措置するよう意見

され落ちて来た土砂の下敷となり時間余りもかかり部落午前中で授業をうちきり、午後は臨時休校とした。雨はますますひどく、道路は水路と化してしまった。まもなく大総地区の各所から崖くずれ、家屋の倒壊などの通報が入り急ぎよ災害対策本部を設置し消防団も召集して、続々と入る情報に基づいて協議、各所の被害状況を把握し復旧対策を練つた。坂田池周辺はみるみる一面の白海となり、長倉に通じる町道は、路肩もわからぬよう増水して来た。二日午後二時頃には殆んど通行不能なまでになつてしまつた。長倉から姥山に通じる道路は、両総用水サイホンの前後三ヶ所で崖くずれのため姥山には入れぬ状態となつてしまつた。姥山では、水まわりをしていた少女が裏山から

寄せる水が滝のように流れ寸断寸前であった。全戸が崖下に住居をかまえる牛熊地区などでは、各戸が崖くずれの危険にさらされていた。また、崖くずれのためにふさがれ陸の孤島となつてしまつた道路網は県、町道の十六路線が不通となり、あちこちで立往不通り落ちる土砂のために柱は新築して三年という瓦ぶきの住居三十二坪が裏山からずれ落ちた。小堤では新築して三年という瓦ぶきの住居三十二坪が裏山からずれ落ちた。一方災害対策本部は被災者宅では被災地から入る被害の復旧対策の協議が続けられた。翌二十一日本部長は被害者宅で見舞つた。道路、家屋の被害の大いかった大総地区では

雨となつた。二十日銚子気象台十時発令の大雨警報は、有線で町内全域に報じられた。小、中学校は午前中で授業をうちきり、午後は臨時休校とした。雨はますますひどく、道路は水路と化してしまつた。まもなく大総地区の各所から崖くずれ、家屋の倒壊などの通報が入り急ぎよ災害対策本部を設置し消防団も召集して、続々と入る情報に基づいて協議、各所の被害状況を把握し復旧対策を練つた。坂田池周辺はみるみる一面の白海となり、長倉に通じる町道は、路肩もわからぬよう増水して来た。二日午後二時頃には殆んど通行不能なまでになつてしまつた。長倉から姥山に通じる道路は、両総用水サイホンの前後三ヶ所で崖くずれのため姥山には入れぬ状態となつてしまつた。姥山では、水まわりをしていた少女が裏山から

記憶のないこの豪雨はすでに十日たつた今でもまだ生々しくいつめあとを残しがつた。

部落民総出の復旧作業が続けられた。また、町消防団や町内建設業者等の献身的な復旧援助は地元民の感謝的となつてゐる。災害は忘れたころにやつてくると云うが過去に記憶のないこの豪雨はすでに十日たつた今でもまだ生々しくいつめあとを残しがつた。

被害概況

農林開拓道路	山崖くずれ	道路決壊	耕地		建物						重傷者	軽傷者	一名
			畠	田	非住居		住居	浸水	半床	全床			
			冠水	冠水	流出埋没	流出埋没	一部破損	床下	床上	半床			
四〇〇	二三一	七一ヶ所	〇、五	八〇〇	二	九	一〇	二六〇	八	〇	ニ	三	二

議員生活二十年の
一人に表彰状
第七回山武郡町村議会議員
研修大会が、去る十月三十日
横芝町中央公民館で約二百名
の町村議員が一同に会し、盛大
に開催されました。この研
修会の席上、二十年の長きに
わたり議員として町発展の方
め尽力された方々が、郡議長
会長から表彰されました。町
関係者は次のとおりです。
遠山 伊藤右仲
東町 藤代顯義

県ユースホステル
協会から表彰状が
小 関 氏 に
第一人者に選ばれました。
（受取人）



秋晴れに恵まれた第四回横
芝町体育祭は、横芝中学校を
会場に盛大に行なわれた。町
旗は横芝第一保育所前をスタ
ートし一路選手団のまつ横中
徒の吹奏する鼓笛隊、役員、

選手団と入場行進を行
ない、国旗、町旗及び
体協旗の掲揚が終り大
会会長から「町民の皆
様には、一年間を通
じてそれぞれのお仕事
におほねをりをいただ
いております。この大
会は、皆様方の一年間
のおほねおりを慰労す
るお祭りとして行ない
たいと考えております
ので、和氣あいあいの
中に張りきって頑張っ
ていただきたい」とい
う挨拶があり、次い
で、審判長の指示、選

町民の祭典

ベトナムの敗残兵も来町

始された。
万博めぐり、尻庄測定など
の競技がとびだしいよいよ
大会も最高潮に達した。昼食
時間には、今大会初参加のチ
ルドン屋、水戸黄門、ベトナム
の敗残兵などの仮装行列がと
び出し会場は笑のうずと化し
た。午後四時過ぎ一切の競技も
終了し祭典の幕を閉じた。各
プロック対抗リレーを最後
に午後四時過ぎ一切の競技も
終了し祭典の幕を閉じた。各
プロックの成績は次のとおり
でした。

第一位 第三プロック
(東町、栗山地区)
第二位 第二プロック
(上町、本町、古川、
両国、鳥喰地区)
第三位 第一プロック
(東町、藤城頸義
本町 古谷牛乳KK)

戦没者の合同慰霊祭
横中体育館でおごそかに行なう

戦没者三百八十三柱の合同慰
靈祭は、十一月十四日中学校
体育館で行なわれた。同席に
は、県をはじめ郡、近隣町村
の代表者および町内各種団体
は、母、内親とも別れ、地辺の極
地に、或いは、南海の孤島に
お祀した三百八十三柱の英靈
は、遠くは日清、日露の両戦
役から近くは大東亜戦争にお
いて、あらゆる犠牲を認び苦
難に耐え、私共国民の身代り
を祈念し式を終りました。

於幾の小関喜保氏は、昭和
三十五年以来千葉県ユースホ
ステル協会の常任理事として、
企画運営グループの指導
にあたり、今回その功勞に対
して、県立横芝高等学校の
表彰状より表彰状が贈呈され
ました。

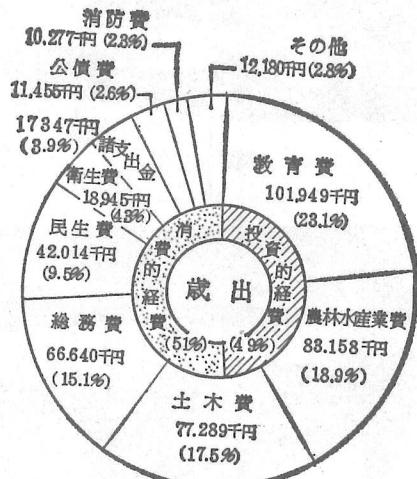
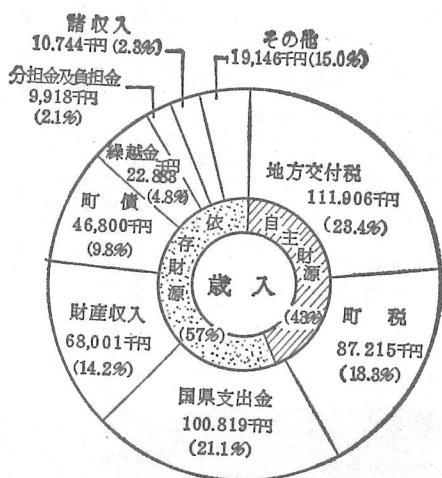
（受取人）

横芝町財政状況

一般会計

才入決算高	477,432千円
才出決算高	441,254千円
差引残高	36,178千円

1図



税負担の状況

町財政のうえで比重がく、町民の皆さんに負担していただいている、税負担の状況は3図のとおりです。前年度（一人当たり九千百十七円）に比べると八百二十四円（一千・四パーセント）の増加をみております。これは町税の自然増及び税改正によるもので。

昭和四十四年度の一般会計及び特別会計は五月三十一日をもって出納を閉鎖し、決算を行った結果、その概要是次のとおりであります。尚、今回は紙面の都合上、内容を簡約して述べてありますので不明瞭な点もあると思われますが、もし御希望の方は、いつでも役場での内容を見る事ができます。

昭和四十四年度才入の決算額は四億七千七百四十三万二千円であります。その主なものは、地方交付税一億一千九十万六千円（構成比二十三・四パーセント）をはじめとして、町税八千七百二十一万五千円（十八・三パーセント）、國、県支出金一億八十一万九千円（二十一・一パーセント）、財産収入六千八百萬一千円（十四・二パーセント）、町債四千六百八十万円（九・八パーセント）となっています。前年度に比べ著しく増加しているものに、農業構造改善事業等に伴う県支出金、各種事業執行による地方債の借入額等が挙げられます。また、地方交付税、町税等は平年どおり順調な伸びを示しております。

一般会計

積極的な事業投資

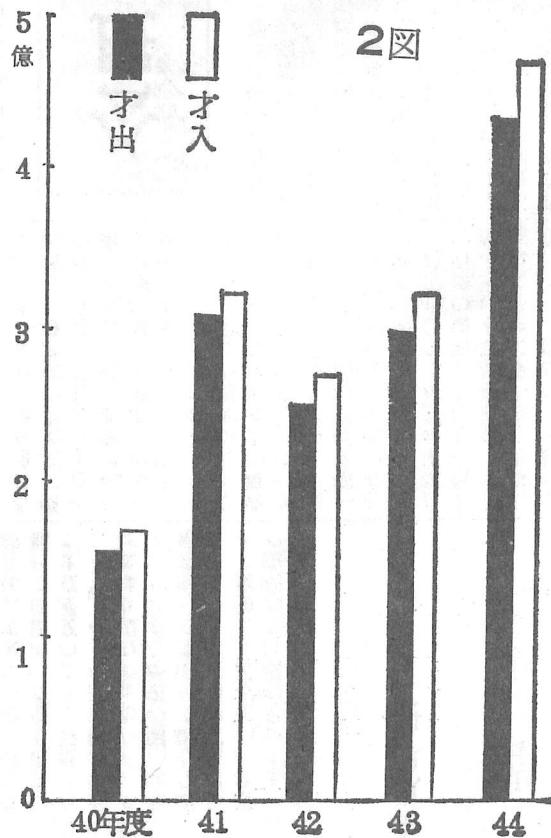
建設事業に

二億一、六五四万六千円

昭和四十四年度は当初三億四千二百九十六万二千円の規

模であったが、その後五回の補正により、最終予算は四億の調整を行った結果、その概要は次のとおりであります。尚、今年度の規模は才入総額で四億七千七百四十三万二千円（一千・四パーセント）をはじめとして、十二年度三億三百二十七万三千円で四十六パーセント増となりました。2図は、ここ五年間の財政規模の推移を表わしたものですが、このグラフからも年々決算規模が増大していく様子をうかがい知ることができます。このように才入才出とともに大巾な伸びを示している背景には、積極的に公共事業投資の増と人件費等の増が主な原因となっています。

2図



才入

昭和四十四年度才入の決算額は四億七千七百四十三万二千円であります。その主なものは、地方交付税一億一千九十万六千円（構成比二十三・四パーセント）をはじめとして、町税八千七百二十一万五千円（十八・三パーセント）、國、県支出金一億八十一万九千円（二十一・一パーセント）、財産収入六千八百萬一千円（十四・二パーセント）、町債四千六百八十万円（九・八パーセント）となっています。前年度に比べ著しく増加しているものに、農業構造改善事業等に伴う県支出金、各種事業執行による地方債の借入額等が挙げられます。また、地方交付税、町税等は平年どおり順調な伸びを示しております。

△住宅建設事業
△中学校アール建設事業
△道路整備事業
△漁業施設整備事業
△保育所建設事業
△庁舎建設事業

△青年館建設事業
△消防施設整備事業
△その他施設整備事業

才出については、総額四億四千百二十五万四千円であります。その主なものは教育費一億百九十四万九千円(構成比二十三パーセント)、次いで農林水産業費八千三百十五万八千円(十八・九パーセント)、土木費七千七百二十八万九千円(十七・五パーセント)の順となっております。

以上のことからも重点施策の道路整備を中心に、教育施設の充実、産業の振興、住民福祉の向上を軸とした四本の柱を積極的に執行したことが現われています。一方好景気に反映して諸物価の高騰と相まって人件費の増高は一層自主財源の乏しい町の財政を窮屈にしているのも現状です。

なお四十四年度に執行された主な事業は次のとおりです。

△中央公民館建設事業	四六、九三一千円
△カントリーエレベーター建設事業	四一、八三五千円
△市町村減税補てん債	五、八九七千円
△都道府県貸付金	一五、二〇〇千円
△計	一四一、七四九千円

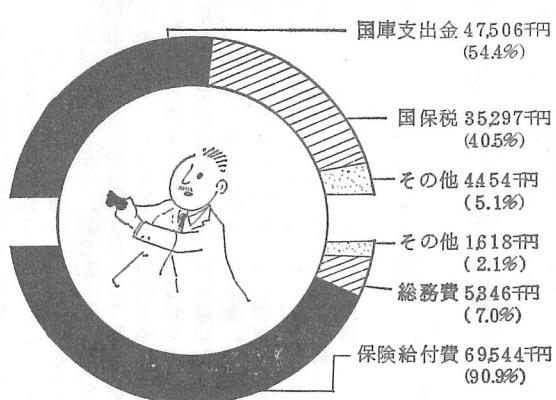
昭和四十四年度末現在の借入金は一億四千百七十四万九千円で内訳は次のとおりです。

△厚生福祉施設整備事業債	五七、九二二千円
△義務教育施設整備事業債	四六、六九二千円
△公害住宅建設事業債	七、九〇〇千円
△災害復旧債	一、一七八千円
△市町村減税補てん債	五、八九七千円
△計	一四一、七四九千円

二、特別会計について

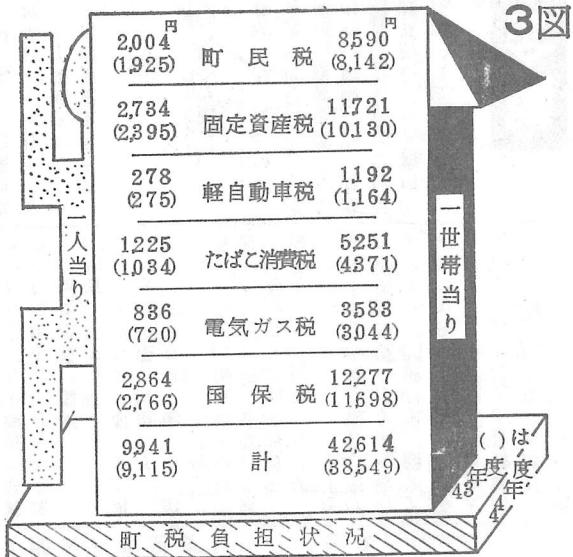
国民健康保険特別会計

4図



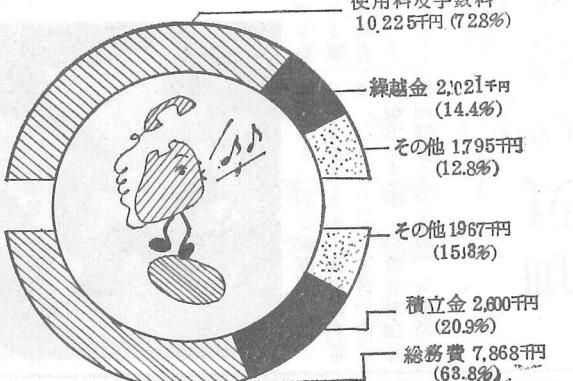
老人ホーム特別会計

6図



有線放送電話特別会計

5図



建設のあゆみ

11月~12月

完成した事業

- | | | |
|----|---------|--------|
| ① | 道路舗装工事 | |
| | 県道坂田池地先 | 334m |
| // | 桜前地先 | 1,270m |
| // | 中台地先 | 400m |
| // | 屋形宮前地先 | 350m |

12月着工及び工事中の事業

- | | | |
|---|------------------|---------------------|
| ① | 横小増築工事 | 923.2m ² |
| ② | 闕場青年館新築工事 | 79.2m ² |
| ③ | 上町 | 〃 |
| ④ | 消防署分署新築工事 | 82.6m ² |
| ⑤ | 県営住宅新築工事 | 411.9m ² |
| ⑥ | 町営 | 〃 |
| ⑦ | 道路改良水路改修工事 | 30戸 |
| ⑧ | 宮前三本松線 | 10戸 |
| ⑨ | 道路舗装工事 | 474.5m |
| | 東町地内 | 37区画 |
| | 栗山火の見～カントリーエレベータ | 140m |
| | | 200m |

今年もあわただしい年の瀬がやってまいりました。年末年始はとかく酒を飲む機会が多いので、酒が原因で起る交通事故が目立っています。酒による交通事故は、他の事故原因にくらべ、重大事故となる率がきわめて多く、酒を飲むと注意力や速度に対する感覚がにぶり、運転が荒くなります。自分で、しっかりとしていると思つても動作が伴はず。とつさの場合に適切な措置かとれません。また、気

が大きくなり、信号無視、速度違反、無理な追い越しなど、ふだんやらないような違反をするようになります。道路交通法では酒気を帯びて車を運転することを禁じていますので、車の運転中にあるときはもちろん、周囲の者も運転者の立場を考えて、酒をすすめないようになければなりません。また、歩行者も酒を飲んで道路をうろついているうちに交通事故にあうケンカがかなり多くなつていま

この年金は、農業にたずさわる人々を対象に、老後の生活の安定をばかり、経営移譲の促進、経営規模の拡大などを農業の近代化のために作られた制度です。加入しなければならない人は国民年金の被保険者で、農地等の面積が〇・五ヘクタール（五反歩）以上の人です。農地面積が〇・五ヘクタール以下（〇・三ヘクタール以下）

農業者年金

クター）の人でも希望により加入できます。農業経営を継続する見込のない人は申し出をすれば加入を免除されますが、農業者年金の加入者は広報の前月号でお知らせした国民年金の所得比例制に必ず加入しなければなりません。毎月の保険料は一・五五〇円（農業者年金分七五〇円、国民年金定額分四五〇円、国民年金所得比例分三五〇円）となります。給付の種類は次のとおりです。

一、 経営移譲年金

農業經營を譲ることを要件とし、六十才から保険料の納付期間に応じて、別表の金額となる。六十才以降に経営を譲った時は、その時から支給する。なを、この年金額は六十五才からは十分の一になります。

二、 農業者老齢年金

経営移譲に関係な五才から支給されます。金額は保険料納付月百円を乗じた額で、付の場合は月額千円です。

三、 脱退手当金と死亡手当

加入期間が三年以上で、離農などにより年金の資格を喪失します。や、死亡した時に支給されます。金額は加入して定められています。三年以上の場合で三十年以上で十二万五千元を補うもので、農業経営者（四十六・一十五年）まであります。（離農給付金）

(注) 国民年金定額給付は、定額部分への加入期間が農業者年金制度への加入期間より10年長い人の場合の計算である。

免除された人、及び希望加入者が、農地の全部（日常生活に必要なナアール（一反歩）は残してもよい）を農業者年金の加入者や農業者年金基金などに売り渡して離農するときに支給される。給付金の額は昭和四十六年一月一日において五十五才をこえる者で一定の要件にあてはまる人には三十五万円、それ以外の人には十五万円となっていきます。

加入の手続き、保険料の納付は四十六年一月から開始さ



十月例会作品抄

土屋 栗水 行く秋の雲に溶けたり那須の煙
石川 奇水 行く秋を咲きつぐ庭の秋桜
玉虫たけし 烏瓜供うものなし無縁墓地
宇都木吐志向
田島 千女 乌瓜引くにも老のよろめき
若梅あへの
屋根の猫丸くなりたる初冬かな
藤代 ゆう 師にもらひハコニア散りて滿
たされの秋
渡辺 みよ子 乌瓜枯木の家はひそとして
静けさゆ心底照らす十三夜